

上尾市介護保険規則及び上尾市指定居宅介護支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月19日

上尾市長 畠山 稔

上尾市規則第11号

上尾市介護保険規則及び上尾市指定居宅介護支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

(上尾市介護保険規則の一部改正)

第1条 上尾市介護保険規則(平成21年上尾市規則第9号)の一部を次のように改正する。

第4号様式(裏)中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第13号様式を次のように改める。

居宅(介護予防)サービス計画作成依頼（変更）届出書

	区 分	新規・変更
被 保 険 者 氏 名	被 保 険 者 番 号	
フリガナ		
	個 人 番 号	
	生 年 月 日	
明・大・昭 年 月 日		
居宅(介護予防)サービス計画の作成等を依頼（変更）する事業者		
事業所名	事業所の所在地	
	〒	
	電話番号	
事業所番号	サービス開始（変更）年月日	
	年 月 日より	
居宅介護支援事業所を変更する場合の事由等		
※居宅介護支援事業所を変更する場合のみ記入してください。		
(介護予防)(看護)小規模多機能型居宅介護の利用開始月における居宅サービス等の利用の有無		
居宅サービス等の利用 <input type="checkbox"/> あり（利用したサービス： ） <input type="checkbox"/> なし		
※小規模多機能型居宅介護の利用前の居宅サービス(居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護を除く。)及び地域密着型サービス(認知症対応型共同生活介護(短期利用型を除く。)地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。)の利用の有無を記入してください。(介護予防を含む。)		

(宛先) 上尾市長	
上記の居宅介護支援事業者に居宅（介護予防）サービス計画の作成を依頼することを届け出ます。	
年 月 日	
住 所	
被保険者	
氏 名	電話番号

第 28 号様式（裏）中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（上尾市指定居宅介護支援事業者の指定等に関する規則の一部改正）

第 2 条 上尾市指定居宅介護支援事業者の指定等に関する規則（平成 30 年上尾市規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 3 号様式及び第 4 号様式中「（第 5 条関係）」を「（第 4 条関係）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中上尾市介護保険規則第 4 号様式及び第 28 号様式の改正規定は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に交付されている第 1 条の規定による改正前の上尾市介護保険規則（以下「旧規則」という。）第 4 号様式及び第 28 号様式による書類は、それぞれ、同条の規定による改正後の上尾市介護保険規則（以下「新規則」という。）第 4 号様式及び第 28 号様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際、現に提出されている旧規則第 13 号様式による書類は、新規則第 13 号様式によるものとみなす。

4 この規則の施行の際、現に存する旧規則第 13 号様式による用紙は、当分の間、これに所要の修正を加え、なお使用することができる。

5 この規則の施行の際、現に交付されている第 2 条の規定による改正前の上尾市指定居宅介護支援事業者の指定等に関する規則第 3 号様式及び第 4 号様式による書類は、それぞれ、同条の規定による改正後の上尾市指定居宅介護支援事業者の指定等に関する規則第 3 号様式及び第 4 号様式によるものとみなす。